

令和 5 年

和光市議会議員政治倫理審査会記録

令和 5 年 10 月 10 日
(第 5 回)

和 光 市 議 会

和光市議会議員政治倫理審査会記録（第5回）

◇開会日時 令和5年10月10日（火曜日）
午前10時30分 開会 午前11時14分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

会 長	吉 田 武 司 議員	副 会 長	岩 澤 侑 生 議員
委 員	吉 田 活 世 議員	委 員	齋 藤 幸 子 議員
委 員	渡 邊 竜 幸 議員	委 員	片 山 義 久 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議事課長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

文書での事情聴取による回答について

午前10時30分 開会

○吉田武司会長 おはようございます。

ただいまから和光市議会議員政治倫理審査会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の案件は、文書での事情聴取による回答についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、文書による事情聴取の経過について報告させていただきます。

請求者に対しては、9月12日付で質問書を送付したところ、9月26日に回答を得ました。

また、現職の当該議員11名と、その他関係者として元議員6名及び松本前市長に対しては、9月22日付で質問書を送付しました。

まず、その他関係者として、請求者からの回答についてです。

請求者からは複数の文書の提出がありました。本審査会の審査に必要な資料についてお諮りします。御意見のある方はお願いいたします。

渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 今回、複数の資料を提出していただいておりますが、3種類の資料につきましては、今回の審査内容の本筋と外れる内容ではないかと感じますので、この3つの資料につきましては、受け付けないでいいのではないかと感じております。

○吉田武司会長 齋藤委員。

○齋藤幸子委員 私も今回この資料、目を通させていただいたんですけども、もともと審査をしなければいけないものからちょっと外れてしまうのではないかと思いますので、私もこの3種類に関しては、今回は受け入れないほうがよろしいのではないかと思います。

○吉田武司会長 片山委員。

○片山義久委員 ほかの委員と同様に、今回の趣旨は秘密の漏えいに関するところが観点となっておりますので、この後半の3種類の資料については、直接関係ないのではないかと思います。

○吉田武司会長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

今、委員の皆様から、4枚、請求者からの回答文書についてなんですけれども、3種類については返却ということで御意見がありました。

それでは、初めの4枚を請求者からの回答文書として受理し、それ以外については請求者に返却するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、現職の当該議員からの回答についてです。

対象議員11名中、松永靖恵議員からは回答期限の10月4日までに回答がなく、その後、10月6日午後に提出がありました。本来、期日までに提出がない場合は受理できませんが、松永議員の回答の取扱いについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。

齋藤委員。

○齋藤幸子委員 まず、松永議員からの提出が遅れた理由をお聞かせいただければと思います。

○吉田武司会長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 松永議員から回答をいただいたときに、いろいろな事業が立て込んでいて、提出を失念してしまったというようなことを伺っております。

○吉田武司会長 以上が理由ということですが。

片山委員。

○片山義久委員 調査に協力していただいた他の議員も同じような立場だと思っておりますので、特別扱いするのはどうかとは思いますが、ただ、調査結果が1人でも欠けてしまうことにより、疑いが出てしまう可能性、今回、この方は調査請求の署名人にもなっていますので、そういうことはないと思いますが、市民からそういった疑いが出るのはよくないと思います。遅れても提出があったということなので、こちらは調査の資料として使うということが妥当かと考えます。

○吉田武司会長 吉田活世委員。

○吉田活世委員 今の回答と少しダブってしまっていますが、やはりせっかく提出していただいたものですので、1人でも多くの方の回答を得たいと思っておりますので、取り扱っていただくようお願いいたします。

○吉田武司会長 渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 後ほど会長から、その提出が遅れたということで注意なりはしていただけたらなとは思いますが、ほかの委員の皆さんも言ったように、やはり同意書の、同意3人のうちの1人でもありますし、いろいろな方からの意見を聞いた上で審査したい、調査したいと思っておりますので、できましたら受け付けたいと思っております。

○吉田武司会長 ただいまいろいろな御意見がございました。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、松永議員の回答も資料に追加するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

また、渡邊委員から、今、申出がありました、私のほうから松永議員に対して注意をさせていただきたいと思っております。

松永議員の回答を配付します。

次に、その他関係者として、松本前市長からの回答についてです。

松本氏からは、「私の回答がどのように扱われ、また、どのような審査が行われるかについて、不明であることから、今回の協力依頼については、貴会の休憩中を含む審査の全ての経緯が、私に守秘義務を課せられることなく、遅滞なく開示されることを前提として回答いたします。この前提で審査の経緯が全て開示されない場合は、回答内容については破棄いただきますようお願いいたします。添付ファイルには鍵をかけさせていただきますので、上記のとおり開示するとの正式な審査会の意思決定があった場合のみ、メールにて添付したパスワードにより鍵を開けて御覧ください。」とのことでした。

本審査会における審査の全ての経緯を、松本氏に守秘義務を課すことなく開示するというのは難しいと考えますが、取扱いについてお諮りいたします。

片山委員。

○**片山義久委員** そもそもこの回答内容にその秘密会の内容も書かれていると思いますので、その内容を開示することはできないと思います。前市長に対して守秘義務を課されることなくということなので、恐らくそこで公開してしまうと、またブログに書き込まれたりですとか、問題があるのではないかと思いますので、こちらは開示することができないのではないかと私は考えます。

○**吉田武司会長** 吉田活世委員。

○**吉田活世委員** 今回の回答というかメールの文章を読ませていただきましたが、前市長としての責任感というものが少々感じられず、事実上の回答の拒絶かなというふうに私は捉えました。ぜひ本人の口から説明していただければと思うのですが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○**吉田武司会長** 渡邊委員。

○**渡邊竜幸委員** 私も回答を読ませていただきまして、先ほどの片山委員のように、内容全てをつまびらかにお知らせするというのはできないと思っています。今、吉田委員が言ったように、まず一度このメールの回答内容では何も分からないので、改めて呼び出して、本人の口からどういった回答が得られるか、それを基に調査を進めていけたらと思いますので、呼ぶことについて私も同意します。

○**吉田武司会長** 鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** できる限り正確な判断を下すためには、様々な方から情報をいただくというところが重要かと思います。今回のメールの文面だとなかなか回答は難しいかと思いますが、こちらから投げかけてみるというのは、ある程度意義があるのかなと思います。

○**吉田武司会長** 齋藤委員。

○**齋藤幸子委員** 私も他の委員と同じ考えであります。やはりしっかりとそこは明確にしていっていただきたいところもありますので、ぜひ来ていただいて、本人の口から述べていただければと思います。

○吉田武司会長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

今、文書での回答は得られないということで、本人を改めて参考人として呼ぶということで御意見がありましたけれども、このことについて、呼ぶという方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、松本前市長については、参考人ということで、改めて参考人招致をさせていただきます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

続いて、請求者、当該議員、元議員からの回答内容について審査いたします。

前回の会議でお諮りしたとおり、秘密会の内容に触れるおそれがあり、公開することに支障があることから、これ以降、和光市議会議員政治倫理条例第8条第4項に基づき、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、非公開とした会議の記録は、本審査会委員のみに公開するというようによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

休憩します。（午前10時43分 休憩）

再開します。（午前10時45分 再開）

〔以下非公開とする〕

〔以下公開とする〕

次に進みます。

ただいま文書での事情聴取による回答について審査を終了しました。

その他関係者としての請求者、元議員に対しては、文書での事情聴取により、本審査会における審査を終了します。

また、当該議員11名のうち、待鳥美光議員に対しては、文書での事情聴取に対する回答内容を踏まえ、対面での事情聴取を行うことに決しました。

また、その他関係者として、松本前市長及びその他1名に対しても出席を要請することに決しました。

対面での事情聴取を実施するに当たっては、委員の皆様から質問事項を出していただき、弁護士に確認していただいた上で、正副会長でまとめたと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

事情聴取の日時については、いかがいたしましょうか。

日程について、事務局からございますか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 スケジュールの都合上、10月23日、月曜日の午後1時半から順次行っていくということでいかがでしょうか。

○吉田武司会長 ただいま事務局から事情聴取の日時について提案がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

事務局におかれましては、事情聴取対象者への出席依頼等、事務を進めてくださるようお願いいたします。

また、10月23日に事情聴取を行う際は、弁護士からの助言もあったように、秘密会の内容に触れるおそれがあることから、和光市議会議員政治倫理条例第8条第4項に基づき、公開することに支障があるため、冒頭を除き、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については、会長に一任願います。

以上で、和光市議会議員政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時14分 閉会

会 長 吉 田 武 司